

## 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版(案)) に対するご意見について

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」の策定にあたり、実施したパブリックコメントの結果は、以下の通りです。

とりまとめの都合上、頂いたご意見は適宜整理集約しています。

### ■ 実施結果

(1) 募集期間：平成20年6月5日(木)～27日(金)(23日間)

(2) 意見総数：意見提出者 29名 意見総数 83件

### (3) 意見の概要と対応方針：

※「ご意見(要旨)」で示したページ番号は、パブリックコメント時の改訂版(案)のページ数、「見解・対応」で示したページ番号は、今回公表した改訂版のページ数です。

ご意見(要旨)	見解・対応
■ 本書の読み方 【関連する意見の延べ件数：1件】	
○ 今回の改訂において、引用された「遊具の安全に関する規準」は、遊具に関する国内唯一の規準であり、各地方自治体における取扱について、明記してほしい。	【原文維持】 ○ 「遊具の安全に関する規準」は、遊具の製造者団体である(社)日本公園施設業協会の自主規準であり、本指針において参考資料として引用しているものです。各公園管理者においても遊具の安全確保にあたって参考としていただく旨を、別途通知します。
まえがき	
I 本指針の位置づけ 【関連する意見の延べ件数：4件】	
○ (P1 3行目) 「楽しい」を加えた意図については、補足と強調が必要ではないか。	【原文維持】 ○ P4～5「1. 子どもの遊び」における記述内容でその主旨をご理解いただけるものと考えます。
○ (P1 4行目) 「子どもが遊びを通して心身の発育発達を促し、」とあり、表現が適切ではなく修正すべきではないか。	【一部修正】 ○ ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。
○ P1「請負者(受託者を含む)」とP14「受託者・請負者」について、表記を統一した方がよい。	【一部修正】 ○ ご意見を踏まえ、「受託者・請負者」に表記を統一しました。
II 対象と適用範囲 【関連する意見の延べ件数：4件】	
○ (P2 (解説) 1)) 「健康や体力の保持増進などを目的に設置されている施設は対象としない」とあるが、特に負荷がかかる施設であり、また他の遊具と類似の構造のものもあるため、同様に「標準使用期間」を設定すべきではないか。	【原文維持】 ○ ご指摘のような施設は、一般の遊具とは設置目的、利用形態が特殊なものとなることから本指針の対象としておりませんが、「標準使用期間」の考え方については、参考になるものと考えます。

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○指針の中にプレーリーダーの視点や動き、具体的な取り組み事例を盛り込んでほしい。</p> <p>○「冒険遊び場」「プレーリーダー」という用語に、説明書きが必要である。</p> <p>○公園の遊具は、学齢期の子どもが主な対象になっていると思われるが、乳幼児が最初に向かう遊具であるすべり台には、低年齢児用も備えるべきである。</p>	<p>【一部修正】</p> <p>○P3において「冒険遊び場」は一般の施設とは設置目的や利用形態が異なることから本指針の対象としていない旨を示しています。なお、ご意見を踏まえて、P72「用語の解説」において、「冒険遊び場」の解説を追記しました。</p> <p>【原文維持】</p> <p>○指針の対象となる遊具の利用者は、P3において、「3歳未満の乳幼児にあつては、保護者による安全確保が必要であり、遊具を利用する場合には、常時保護者等とともに利用すること」を前提としています。ご指摘のすべり台の設置については、各公園管理者が判断すべきものと考えます。</p>
<p>2. 子どもの遊びにおける危険性と事故 2-1 リスクとハザード 【関連する意見の延べ件数：3件】</p>	
<p>○(P8 4行目)「落下防止柵を越えて飛び降りようとする行為は人的リスクである。」は、「その高さから飛び降りようとする行為は人的リスクである。」とするのが適切ではないか。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○「人的リスク」の説明として、現在の記述内容が適切であると考えます。</p>
<p>○(P8)「参考(ハザードの例)」として、ランドセルのあとに肩掛けカバンを入れたらどうか。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○ハザードの事例は実際にあった事故の報告をもとに記述しており、現在の記述内容で、主旨をご理解いただけるものと考えます。</p>
<p>3. 遊具における事故と安全確保の基本的な考え方 3-1 遊具の安全確保に関する基本的な考え方 【関連する意見の延べ件数：4件】</p>	
<p>○(P11 10行目)「子どもと保護者は、遊びは一定の自己責任が伴うものであると認識する…」とあるが、「一定の自己責任」の表現が分かりにくいので補足してほしい。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○P11「(解説)1) 遊びの価値の尊重」において、その考え方を示しており、現在の記述内容で主旨をご理解いただけるものと考えます。</p>
<p>○保護者の監督責任について、設置場所の近くに明示すべきでないか。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○P66「(2) 安全管理の啓発と指導」において、その旨を示しています。</p>
<p>4. 各段階での安全対策の考え方 4-1 計画・設計段階 【関連する意見の延べ件数：15件】</p>	
<p>○(P19) 新たな遊具の設置にあたっては、利用者の年齢に合わせた設置計画を立て、どの年代の子どもも無理なく利用できるようにすべきではないか。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○P19「(2) 遊具の選定」において、その旨を示しています。</p>
<p>○(P20 27行目)「混雑の緩和」について、「混雑する場合は利用の順番を守り、周りの迷惑にならないように遊具を利用するなど、ルールやマナーの確保に保護者や地域住民は努める」などと記載すべき。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○「混雑の緩和」のための具体的な措置については、遊具の設置状況や利用状況を勘案して、各公園管理者が判断すべきものと考えます。</p>
<p>○(P21)「参考(施設の見直しの例)」について、細線四角囲み内の例が分かりにくい。イメージしやすい表現にしてほしい。</p>	<p>【一部修正】</p> <p>○ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P23 21 行目) 「コンクリートやアスファルトなどの硬い設置面は、落下時の衝撃が大きいため、落下するおそれのある遊具を設置しない。」とあるが、落下するおそれの有無に関わらず、「硬い設置面の上には遊具を設置しない」又は、「硬い設置面に衝撃吸収材を設置したのち遊具を設置する」とすべきではないか。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、「遊具は、落下・転倒の際に受ける衝撃が大きいコンクリートやアスファルトなどの硬い設置面には配置しない。」に修正しました。</p>
<p>○(P23 25 行目) 「ウッドチップ」について、幼児が遊具から転落した際、頭部に突き刺さる事故があったため、材料の安全性についても考慮してほしい。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P23「(解説) 2) ①接地面の衝撃緩和」において、材料等の安全性についても検討の対象とするため、「衝撃吸収材の選定に当たっては、衛生面の安全性、・・・」を「衝撃吸収材の選定に当たっては、安全性、・・・」と修正しました。</p>
<p>○(P29) 「参考(挟み込み対策の例)」で示されている「移動式吊り遊具(ゴンドラ遊具)」について、(P30) 「ゴンドラ遊具(ロープウェイ)」、(P31) 「ロープウェイ」となっており、表記を統一した方がよい。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、全て「ロープウェイ」に統一し修正しました。</p>
<p>○遊び場への自転車の乗り入れを禁止すべきである。</p>	<p>【原文維持】 ○遊び場への自転車の乗り入れの可否については、公園施設の性格や利用状況等から、各公園管理者が判断すべきものと考えます。</p>
<p>○「自治体等で遊具を導入・交換する際には、必要な安全点検、消耗部材交換等の費用を明らかにし、その予算を確保する必要があること」を明示すべきである。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P40「(解説) 2) ②維持管理計画」において、同計画に定めるべき事項の一つに「維持管理に係る年度ごとの事業計画の作成に関する事項」を追記しました。</p>
<p>○遊具の設置にあたっては、利用年齢別のゾーニングを行う必要がある。</p>	<p>【原文維持】 ○「遊具設置場所のゾーニング」については、各公園管理者が判断すべきものと考えます。</p>
<p>○遊具構造について、メンテナンス等に配慮したものとすることを明示すべきである。</p>	<p>【原文維持】 ○P25「(4) 遊具の構造」において、その旨を示しています。</p>
<p>○スプリング遊具・回転式遊具等に見られる疲労破壊や腐食・疲労破壊に対する強度設計やテスト方法の開発の必要性にも言及すべきである。</p>	<p>【原文維持】 ○本指針は公園管理者に対する遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、本指針とは別に検討すべき事項と考えます。</p>
<p>○すべり台の降り口で頭をぶつけることがあるため、滑降面の終端部を地面(砂)に埋めるべき。</p>	<p>【原文維持】 ○本指針は公園管理者に対する遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、個別の遊具の構造を定めるものではありません。</p>
<p>4-2 製造・施工段階 【関連する意見の延べ件数：14件】</p>	
<p>○(P33 3 行目) 本文主語が「遊具の製造」になっているが、公園管理者が正しい主語のように思われる。</p>	<p>【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、適切な表現に修正しました。</p>

ご意見（要旨）	見解・対応
○(P33 8行目)「…毒性が無く耐久性のある材料…」について、「身体に悪影響を及ぼす恐れのある物質を含まない耐久性のある」とした方が良いと思われる。	【一部修正】 ○ご意見の通りに修正しました。
○(P35 3行目)「遊具の安全性に関わる資料を必要に応じて製造者に求める。」とあるが、「必要に応じて」ではなく義務化すべきである。	【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P36「(解説)7)」等において、「必要に応じて」という表現を削除し、さらに遊具の安全性に係る具体的な資料の内容を追記しました。
○指針改訂版(案)に、標準使用期間の具体的な数値を記載してほしい。  ○構造部材について、「標準使用期間」ではなく、具体的な目安を明示すべきである。	【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P33「(1)遊具の製造」において、「遊具の安全に関する規準」((社)日本公園施設業協会策定)で示された「標準使用期間」の設定の考え方等に関する記述の引用を追加しました。
○木材、金属、合成樹脂などの材質により、10～15年の「標準使用期間」の範囲内に収まらないのではないか。  ○「標準使用期間」について、遊具の部材や使用頻度によって劣化進度は変わるため、幅を持たせたものとすべきである。	【原文維持】 ○個々の遊具の「標準使用期間」は、遊具の製造者が、その構造部材の素材を踏まえて設定することとなります。
○既設遊具のほとんどが「標準使用期間」を超えており、一斉更新は勿論、安全点検の頻度を高くすることも現実的には対応が難しいため、改訂指針の適用まで、移行期間を設定して欲しい。  ○「標準使用期間」に対して「遊具機能保全期間(仮称)」を設定する必要がある。例えば、標準使用期間+3年といった期間を設定し、この期間を超えた遊具は「原則更新」とするべきである。  ○設置年度が古い遊具をどうすべきか明示してほしい。	【原文維持】 ○「標準使用期間」は、設置年数の経過とともに遊具の安全確保に一層の注意を払うことが必要となる時期を、目安として設定するものです。「標準使用期間」を超えた遊具への対応については、P49「(解説)2)④」に、その考え方を示しています。
○遊具の設計・製造にあたっては、遊具固有の荷重について考慮する必要があり、その旨を記載すべきである。	【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、(社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」で示された遊具の設計の際に考慮すべき荷重に関する記述の引用を追加しました。
4-3 維持管理段階 【関連する意見の延べ件数：20件】	
○(P41)「(遊具の劣化)」における「遊具の特性、使用など、基礎的な情報」などの遊具の安全性に関する資料は、「製造者から提出を受ける」旨を記載すべき。	【一部修正】 ○ご意見を踏まえ、P33「(1)遊具の製造」において、「製造者に対して、遊具の特性、使用など、遊具の安全確保に関わる資料の提出を求める。」とし、P36「(解説)7)」において、その具体的内容を追記しました。
○(P53 4行目)「応急措置及び本格的な措置の内容を遊具履歴書に記載する。」とあるが、「その後の安全点検、修繕、更新等の参考とする。」旨を明示すべき。	【一部修正】 ○ご意見通りに修正しました。

ご意見（要旨）	見解・対応
<p>○(P55)「4-3(3)遊具履歴書の作成と保管等」を「遊具履歴書の作成と保管と公開」とし、解説において「遊具履歴書の写しを公開し、利用者と公園管理者の情報共有を図る」旨を記載すべき。</p> <p>○遊具履歴書はデータベース化が必要である。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○遊具履歴書の保管の方法や公開の可否等は、各公園管理者が判断すべきものと考えます。</p>
<p>○不特定多数の人が利用する公園では、遊具に対する悪戯も十分考えられるため、点検頻度の記述についても考慮していただきたい。</p> <p>○「日常点検」と「定期点検」の頻度について、夏や冬など季節によって状況が異なることを考慮すべきである。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○P40～41「(解説)2)①維持管理計画」において、点検頻度の設定に関する考え方を示しています。</p>
<p>○専門技術者の定義について、具体的な資格を明示してほしい。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○遊具の点検に関する専門技術者の資格について、特定のものを明示することは適切でないと考えます。</p>
<p>○遊具履歴書については、国が主導で遊具メーカーに製品納入時に、提出を義務付けさせてはどうか。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○遊具履歴書は、公園管理者が作成、保管すべきものと考えます。</p>
<p>○遊具を撤去する場合、撤去理由とともに新たに設置する遊具に対する意見募集を行う旨の掲示や広報を行う必要がある。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○遊具の撤去や更新に関する情報提供の方法は、各公園管理者が判断すべきものと考えます。</p>
<p>○遊具履歴書は、いつ頃から作成したほうがよいのか明示してほしい。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○遊具履歴書の作成時期については、P57「(3)遊具履歴書の作成と保管等4)」において、「原則として遊具の新設又は更新を行う際に作成することが望ましい」としています。</p>
<p>4-4 利用段階 【関連する意見の延べ件数：2件】</p>	
<p>○遊具を利用する保護者、また子どもに対し、利用することがふさわしい遊具の使用年齢も併せて明示してはどうか。</p>	<p>【一部修正】</p> <p>○ご指摘の主旨を踏まえ、P66「(解説)2)①利用者・地域住民への普及啓発」において、安全確保に関する情報提供方法の例として、「…遊具の利用対象年齢に関する情報等の公園での掲示」を追記しました。</p>
<p>○「平成19年度全国一斉遊び場安全点検週間活動報告書」を参考資料とするのならば、「利用診断」の項目に、「遊具の遊ばれ方が想像以上に多様、一時に遊ぶ人数が多い」を盛り込むことを提案したい。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○参考資料として引用したものであるため修正はできません。</p>
<p>その他 【関連する意見の延べ件数：16件】</p>	
<p>○遊具ごとの事故事例集を添付資料とすべきである。</p>	<p>【原文維持】</p> <p>○本指針は、公園管理者に対する遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、本指針とは別に検討すべきものと考えます。</p>

※頂いたご意見については、本件に直接関係ないものを含め、今後の参考にさせていただきます。